

午前十時開議

○下山芳男委員長 ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

---

○下山芳男委員長 1 第四回区議会定例会継続本会議について、③提出予定案件等について。

○須藤総務部長 それでは、本日議案を配付させていただきました世田谷区教育委員会委員任命の同意につきまして御説明を申し上げます。

本年十二月九日をもちまして、世田谷区教育委員会鈴木奈保子委員の任期が満了となります。つきましては、その後任として、膳場美帆さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の規定に基づきまして御提案申し上げるものでございます。

なお、本議案には、参考資料として候補者の個人情報を含む資料が添付されておりますので、議員の皆様におかれましては、取扱いに十分御注意いただきたいというふうにお願い申し上げます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○中渕区議会事務局長 ただいま総務部長から説明がございました教育委員会委員任命の同意についての議案は、情報共有システムに掲載してございます。本件の取扱いについては、この後の進行次第の中で御説明させていただきます。

次に、議会側からの案件について御説明いたします。タブレットの三ページ、議員提出議案第四号「羽田圭二副議長に対する不信任決議」を御覧願います。

記載のとおり、十名の方々から提出されました。内容につきましては、ここに提案者がいらっしゃいますので、御説明をお願いいたします。

○岡本のぶ子委員 このたび羽田圭二副議長に対する不信任決議の提案をさせていただきました。

こちらは、決議文にも書かれているとおりでございますが、本年十月の決算特別委員会の期間中において、羽田副議長が所属会派の幹事長とともに私どもの議員控室を訪れ、そして、他会派の委員が区長に対する質疑を繰り返し行っていること、また、翌週行われる補充質疑においても区長本人に対し同様の質疑が再び繰り返されることについての懸念を示す態度を明確にされたことなど、本来公平中立の立場である副議長が、他会派の幹事長とともに、複数の会派を回られたということを理事会の席でも羽田副議長が発言をされて

おられますので、そういうふた振る舞いそのものが、全ての同意を得て就任された副議長の振る舞いではないのではないかという点で、このたび不信任決議をさせていただきたいという思いに至りました。

○中渕区議会事務局長 本件についての取扱いにつきましては、この後の進行次第の中で御説明させていただきます。

議案につきましては、情報共有システムに掲載してございます。

○下山芳男委員長 ②日時、③進行次第について、一括説明願います。

○中渕区議会事務局長 レジュメを御覧願います。日時は本日の午後一時でございます。

続いて、進行次第についてでございますが、先ほどの追加案件も含め御説明いたします。

冒頭で申し上げました羽田圭二副議長に対する不信任決議は、議会構成に関するもので、先決事件であることから、本会議開議後、直ちに議題とする必要がございます。追加日程第一として、羽田圭二副議長に対する不信任決議を会議に諮って日程に追加し、議題とすることによろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 ただいまの局長説明のとおり、追加日程第一を日程に追加し、ここで議題とすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中渕区議会事務局長 日程の追加が行われた後、追加日程第一として、議員提出議案第四号「羽田圭二副議長に対する不信任決議」が上程されます。上程後、除斥の規定により、羽田副議長は御退席いただきます。その後、提案理由の説明を受けます。提案理由の説明につきましては、これまで十分以内とし、壇上で行うこととなつておりましたが、今回もそのように取り扱うことによろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 提案理由説明について、ただいまの局長説明のとおり取り扱うことによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中渕区議会事務局長 提案理由説明の残り時間につきましては、残時間表示で周知するとともに、終了一分前にベル音を一回、終了時にベル音二回でお知らせいたします。

なお、提案理由の説明者は岡本議員と伺っております。

次に、羽田副議長から弁明の申出があった場合、会議に諮って許可することとなります。また、決議につきましては、従前より委員会付託を省略してきておりましたが、今回も同様の取扱いでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 ただいまの局長説明のとおり、委員会付託を省略することでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中渕区議会事務局長 委員会付託の省略の後、意見の申出がなければ表決となります。表決終了後、羽田副議長の除斥を解除し、再出席いただきます。

本件につきまして、一身上の弁明及び発言の申出がある場合は、この議会運営委員会終了後、三十分以内に事務局へお申出願います。発言通告が出された場合は、改めて議運理事会、議会運営委員会を開催し、進行について御協議いただくこととなりますので、御承知おき願います。

レジュメにお戻り願います。次に、日程第一から第十三が一括上程されます。補正予算一件、条例改正六件、請負契約二件、契約変更二件、財産の取得一件、諮問一件の計十三件でございます。タブレットの六ページから一一ページに、「議事日程」、「本日の会議に付する事件」及び「議案賛否一覧表」をおつけしてございます。

九ページの「議案賛否一覧表」を御覧願います。企画総務委員長の報告を受けた後、表決となります。この十三件についての賛否でございますが、まず、議案第百五十四号につきましては、F行革が反対で、その他の会派は賛成でございます。次に、議案第百五十五号から第百五十七号及び第百五十九号から第百六十六号の十一件につきましては、全ての会派が賛成でございます。そして、諮問第三号につきましては、全ての会派が賛成でございます。したがいまして、この企画総務委員会関連の採決につきましては、三回に分けて決することとなります。採決は、まず議案第百五十四号を電子採決でお諮りいたします。次に、議案第百五十五号から第百五十七号及び第百五十九号から第百六十六号の十一件を一括して簡易採決でお諮りいたします。そして、諮問第三号を簡易採決でお諮りすることとなります。

「議案賛否一覧表」の次のページを御覧願います。次に、日程第十四から第十八が一括上程されます。条例新設一件、条例改正一件、指定管理者の指定三件の計五件でございます。福祉保健委員長の報告を受けた後、表決となります。参政党の岡川議員より、議案

第百六十八号について反対の立場で意見の申出がございます。

意見についての発言時間は一委員長報告当たり一會派十分を上限に、二分三十秒に會派の構成員数を掛け、一分未満は切り上げた時間とし、壇上にて行うことが既に確認されております。その確認によりますと、参政党は三分となりますが、このように取り扱うことによろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 それでは、お諮りいたします。採決は挙手によって行います。

ただいまの局長説明のとおり進めることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○下山芳男委員長 挙手多数と認め、さよう決定いたします。

○中渕区議会事務局長 発言の残り時間につきましては、残時間表示で周知するとともに、終了一分前にベル音を一回、終了時にベル音二回でお知らせいたします。

この五件についての賛否でございますが、まず、議案第百六十七号及び第百六十九号から第百七十一号の四件につきましては、全ての会派が賛成でございます。そして、議案第百六十八号につきましては、自民、F行革、参政党が反対で、他の会派は賛成でございます。したがいまして、この福祉保健委員会関連の採決につきましては、二回に分けて決することとなります。採決は、まず議案第百六十七号及び第百六十九号から第百七十一号の四件を一括して簡易採決でお諮りいたします。そして、議案第百六十八号を電子採決でお諮りすることとなります。

次に、日程第十九及び第二十が一括上程されます。指定管理者の指定一件、路線認定一件の計二件でございます。都市整備委員長の報告を受けた後、表決となります。この二件についての賛否でございますが、全ての会派が賛成でございます。したがいまして、この都市整備委員会関連の採決につきましては、一括して簡易採決でお諮りすることとなります。

次に、日程第二十一が上程されます。条例廃止一件でございます。文教委員長の報告を受けた後、表決となります。本件についての賛否でございますが、全ての会派が賛成でございます。したがいまして、この文教委員会関連の採決につきましては、簡易採決でお諮りすることとなります。

次に、日程第二十二が上程されます。条例改正一件でございます。子ども・若者施策推進特別委員長の報告を受けた後、表決となります。本件についての賛否でございますが、全ての会派が賛成でございます。したがいまして、この子ども・若者施策推進特別委員会

関連の採決につきましては、簡易採決でお諮りすることとなります。

レジュメにお戻り願います。次に、日程第二十三、世田谷区教育委員会委員任命の同意が上程されます。本件は人事案件でございますので、既に確認されているとおり、委員会付託を省略することとなります。

進行について御説明いたします。上程後、区長による提案理由の説明がございます。説明後、委員会付託の省略を図り、採決となります。採決は電子採決によって行います。同意が得られた後、新旧教育委員から挨拶がございます。

なお、本件に関し、発言の申出があれば、この議会運営委員会が終了した後、三十分以内に事務局までお申出願います。発言通告が出された場合は、改めて、議運理事会、議会運営委員会を開催し、進行について御協議いただくこととなりますので、御承知おき願います。

次に、日程第二十四、請願の処理が上程されます。タブレット一一ページから一二ページの「請願処理件名表」及び「請願の処理に対する賛否一覧」を御参照願います。一二ページの「請願の処理に対する賛否一覧」のとおり、請願一件について、委員会での結論が出されました。本件につきまして、委員会決定どおりでよろしいか、本会議でお諮りすることとなります。本件の賛否につきましては、全ての会派が賛成でございます。したがいまして、本件につきましては簡易採決でお諮りすることとなります。

次に、日程第二十五、請願の付託が上程されます。タブレット一三ページの「請願受理件名表」を御参照願います。十一月二十八日金曜日正午に締切り、陳情二件を受理いたしました。

議長の下におきまして、件名表のとおり、それぞれ所管委員会に付託が予定されてございます。

なお、令七・一九号につきましては、本会議に諮り、子ども・若者施策推進特別委員会に付託されることとなります。

最後に、日程第二十六、閉会中の審査付託が上程されます。タブレット一四ページの「特定事件審査（調査）事項表」のとおり、本会議にお諮りすることとなります。

なお、当委員会分につきましては、後ほど御協議いただきます。

以上で第四回定例会が閉会となります。終了予定時刻は、現在のところおおむね午後二時十分頃と見込んでおります。

以上が本日の継続本会議の進行次第でございますが、全体を通して以上のとおり進める

ことでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 本日の進行次第について、全体を通して、ただいまの局長説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中渕区議会事務局長 次に、報道関係者への対応についてでございますが、共同通信社、時事通信社、毎日新聞、東京新聞及びTBSテレビより、本会議場での撮影、録音の申出がございます。報道関係者への対応につきましては、既に議会運営委員会で確認されている条件の下で許可することでよろしいか。また、報道関係者からの本会議場での写真撮影等の事前の申出が、この議会運営委員会終了後にあった場合でも、議会運営委員会で既に確認されている条件の下で、議長の判断に基づき許可することでよろしいか、併せてお諮り願います。

○下山芳男委員長 報道関係者への対応については、ただいまの局長説明のとおり取り扱うことによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○加藤たいき委員 今定例会で提出されている補正予算案について、我々自民党としては、先日の企画総務委員会で賛成の立場を取らせていただいておりますが、いまだに会派全員の一致をみていない状況です。仮に不一致となった場合には、議会運営に御迷惑をおかけする場合がございます。ですので、今この場で発言させていただいております。加えて、会派としても、もしそういうことがあったとすれば、何らかの対応が必要だと考えております。何とぞ御理解と御承知おき願いますようにお願いいたします。

---

○下山芳男委員長 続きまして、2会議中におけるパソコン及びスマートフォン等の情報通信機器の取り扱いについて。

本件について、理事会での協議がまとまりましたので、本日議題といたします。

まずは、事務局より説明をお願いいたします。

○中渕区議会事務局長 本件につきましては、本会議を除く各種会議での個人所有のデバイスの利用が認められることと決定されたため、理事会におきまして具体的な利用上のルールが協議されました。

タブレット一五ページを御覧願います。個人所有のデバイスに関しては、現在、「会議中におけるパソコン及びスマートフォン等の情報通信機器の取り扱いについて」のとおり運用いただいており、これを改めるものでございます。

新旧対照表の右の欄が旧（現在）のもの、左欄が改正案となってございます。

まず、左欄の箇条書きの一つ目を御覧願います。現在の規定から「及び委員会等の会議」の文言を削除し、本会議を除く各種会議においては、個人所有のデバイスを使用できるようにするものでございます。

次に、箇条書きの三つ目、個人所有のデバイスの使用に関し一定の秩序保持をするため、世田谷区議会タブレット型端末使用基準のうち、会議における使用上の禁止事項を定める第四条と使用の制限を定める第六条第一項を準用いたします。あわせて、キーボードの使用に当たってはタッチ音に配慮するとの規定を追加してございます。

なお、資料下部に参考といたしまして、世田谷区タブレット型端末使用基準の該当条項を記載してございます。

次に、箇条書きの四つ目、会議の妨げにならないようにするの例といたしまして、「携帯電話等の電源を切る」との文言を「携帯電話等をマナーモードに設定する」と改めてございます。

なお、次ページに、参考といたしまして、現在の「会議中におけるパソコン及びスマートフォン等の情報通信機器の取り扱いについて」を掲載してございます。

会議中におけるパソコン及びスマートフォン等の情報通信機器の取扱いにつきまして、本案のとおりとすることによろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 それでは、会議中におけるパソコン及びスマートフォン等の情報通信機器の取り扱いについては、本案のとおりとすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、議員各位におかれましては、申合せ事項に沿って適切に使用いただくようお願いいたします。

---

○下山芳男委員長 3 請願の継続審査について。

請願の継続審査についてお諮りいたします。令五・二号「世田谷区議会傍聴にもっと区民が参加しやすくなる改善を求める陳情」の外六件を請願の継続審査とすることに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

○下山芳男委員長 4 閉会中の特定事件審査（調査）事項について。

閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

当委員会の閉会中の特定事件審査（調査）事項を、

一：議会の運営について

とすることでおよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○須藤総務部長 十一月二十八日に、経済対策や物価高騰対策を盛り込みました国の補正予算案が閣議決定されてございます。国は、本臨時国会での設立を目指しております、国の補正予算が成立した場合、世田谷区においても重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策を速やかに講じる必要があるということから、区長は、準備が間に合えば年内にも臨時会の開催をお願いして、補正予算案を提案したいという意向でございます。

このため、補正予算の詳細につきまして、改めて後日各会派の皆様に御説明をさせていただきたいと考えておりますので、御承知おきいただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○下山芳男委員長 それでは、区のほうから正式に臨時会を開催するとのお話がありましたら、臨時に理事会、議会運営委員会を開催し、改めて会期等について協議したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

---

○下山芳男委員長 5 次回委員会。次回委員会は、十二月二十二日月曜日午前十一時より開催することとしたいので、よろしくお願ひいたします。

なお、今後臨時会を開催することとなれば、臨時に議会運営委員会を開催させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

---

○下山芳男委員長 以上で議会運営委員会を散会いたします。

午前十時二十分散会

---